

【処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量】

(単位 t)

		令和7年									令和8年			
種類	炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
可燃性 一般廃棄物	1号炉		1,133.90	1,317.57	1,296.08	789.79	1,665.36							6,202.70
	2号炉	1,272.13			526.96	425.54								2,224.63
	計	1,272.13	1,133.90	1,317.57	1,823.04	1,215.33	1,665.36							8,427.33

- 【燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。】
- 【集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。】
- 【煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。】

		令和7年									令和8年		
測定項目	炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃焼室中の 燃焼ガス温度(℃)	1号炉		942	919	929	904	912						
	2号炉	908			898	922							
集じん器に流入する 燃焼ガス温度(℃)	1号炉		160	160	160	160	166						
	2号炉	166			160	160							
煙突から排出される 排ガス中の 一酸化炭素濃度(ppm)	1号炉		2	4	1	2	4						
	2号炉	7			4	3							

連続測定のため各月の平均値

1
連続測定結果については、事業所での閲覧とします。

【煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。】

号 炉	採取年月日	ばいじん	いおう酸化物	いおう酸化物	窒素酸化物	塩化水素	湿り排ガス量	酸素濃度	水分	ダイオキシン類	
		g/m ³ N	ppm	K値	ppm	ppm	m ³ N/h	%	%	ng-TEQ/m ³ N	結果の得られた 年月日
	国の排出基準	0.15	—	17.5	250	430	—	—	—	1.00	
	東山クリーンセンター 公害防止基準	0.04	—	1.00	200	150	—	—	—	1.00	
1	令和7年5月23日	0.002未満	23	0.088	91	28	16,980	10.5	16.6	0.00006	令和7年6月20日
2	令和7年8月5日	0.002未満	17	0.064	92	20	17,440	10.5	21.6	0.00015	令和7年9月22日
1											
2											

採取場所：煙突測定口

【冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去を行った年月日】

[illegible]

【処分した一般廃棄物の各月ごとの種類(当該一般廃棄物に基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量】

(単位 t)

	令和7年									令和8年			
種 類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
一般廃棄物	19.48	31.43	21.28	16.10	15.54	16.07							119.9
飛 灰	23.84	23.80	29.75	61.82	24.44	35.86							199.51
焼 却 灰	87.21	85.55	103.04	160.67	78.87	96.07							611.41
計	130.53	140.78	154.07	238.59	118.85	148.00							930.82

※ 平成23年1月から焼却灰の一部(約2分の1)を再資源化のため搬出しています。

【埋立処分開始後、二以上の場所から採取された地下水検査項目等について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。】

検査項目	基準値 単位mg/L	検体採取場所 モニタリング井1	検体採取場所 モニタリング井2	検体採取場所 モニタリング井1	検体採取場所 モニタリング井2
		採取年月日 令和7年5月15日	採取年月日 令和7年5月15日	採取年月日	採取年月日
		結果の得られた年月日 令和7年5月29日	結果の得られた年月日 令和7年5月29日	結果の得られた年月日	結果の得られた年月日
アルキル水銀	検出されないこと。	不検出	不検出		
総水銀	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満		
カドミウム	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満		
鉛	0.01以下	0.001未満	0.001未満		
六価クロム	0.05以下	0.005未満	0.005未満		
砒素	0.01以下	0.001未満	0.001未満		
全シアン	検出されないこと。	不検出	不検出		
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	不検出	不検出		
トリクロロエチレン	0.03以下	0.0002未満	0.0002未満		
テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満		
ジクロロメタン	0.02以下	0.0002未満	0.0002未満		
四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満		
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0002未満	0.0002未満		
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.0002未満	0.0002未満		
1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.0002未満	0.0002未満		
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.0002未満	0.0002未満		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0002未満	0.0002未満		
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満		
チウラム	0.006以下	0.0005未満	0.0005未満		
シマジン	0.003以下	0.0002未満	0.0002未満		
チオベンカルブ	0.02以下	0.0002未満	0.0002未満		
ベンゼン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満		
セレン	0.01以下	0.001未満	0.002		
1,4-ジオキサン	0.05以下	0.05未満	0.05未満		
塩化ビニルモノマー	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満		

【埋立処分開始後、二以上の場所から採取された地下水の電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。】

[illegible]

【放流水の水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質質量及び窒素含有量(別表第一の備考4に規定する場合に限る。)について、一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。】

[illegible]

(＊１)基準値は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」による

(別表第一の備考4に規定する場合に限る。)

4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

【浸出液処理設備の放流水の排水基準等に係る項目((2)に規定する項目を除く。)について、一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。】

検査項目	許容限度 単位mg/L	検体採取場所 放流ピット	検体採取場所 放流ピット
		採取年月日 令和7年5月15日	採取年月日
		結果の得られた年月日 令和7年5月29日	結果の得られた年月日
カドミウム及びその化合物	0.03以下	0.001未満	
シアン化合物	1以下	0.05未満	
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)	1以下	0.01未満	
鉛及びその化合物	0.1以下	0.005未満	
六価クロム化合物	0.5以下	0.02未満	
砒素及びその化合物	0.1以下	0.005未満	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005以下	0.0005未満	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	不検出	
ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.0005未満	
トリクロロエチレン	0.3以下	0.002未満	
テトラクロロエチレン	0.1以下	0.002未満	
ジクロロメタン	0.2以下	0.002未満	
四塩化炭素	0.02以下	0.002未満	
1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.002未満	
1,1-ジクロロエチレン	1以下	0.002未満	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.002未満	
1,1,1-トリクロロエタン	3以下	0.002未満	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.002未満	
1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.002未満	
チウラム	0.06以下	0.005未満	
シマジン	0.03以下	0.002未満	
チオベンカルブ	0.2以下	0.002未満	
ベンゼン	0.1以下	0.002未満	
セレン及びその化合物	0.1以下	0.01未満	
ほう素及びその化合物	50以下	0.19	
ふつ素及びその化合物	15以下	0.2未満	
1,4-ジオキサン	0.5以下	0.05未満	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200以下	13	
ノルマルヘキサン抽出物質 鉱油	5以下	1.0未満	
ノルマルヘキサン抽出物質 動植物油脂類	30以下	1.0未満	
フェノール類	5以下	0.5未満	
銅	3以下	0.05未満	
亜鉛	2以下	0.07	
溶解性鉄	10以下	0.1未満	
溶解性マンガン	10以下	0.02未満	
クロム	2以下	0.02未満	
燐含有量	16以下	0.1未満	
大腸菌群数	3000以下 (単位:個/cml)	0	

【埋立処分開始後に、一年に一回以上二以上の場所から採取された当該地下水のダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。】

採取年月日	結果の得られた年月日	基準値 単位pg-TEQ/L	検体採取場所	検体採取場所
			モニタリング井1	モニタリング井2
令和7年6月20日	令和7年8月6日	1以下	0.20	0.056
		1以下		

【浸出液処理設備の放流水のダイオキシン類に係る水質検査を一年に一回以上行い、かつ、記録すること。】

採取年月日	結果の得られた年月日	検体採取場所	基準値 単位pg-TEQ/L	結果 単位pg-TEQ/L
令和7年6月20日	令和7年8月6日	放流ピット	10以下	0.00013

水質検査 検体採取場所

大俣最終処分場

- ① 放流水 放流ピット
- ② 浸出水 計量槽
- ③ 地下水 モニタリング井1
- ④ 地下水 モニタリング井2
- ⑤ 地下水 ポンプ小屋



【残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。】

測定年月日	残余容量 m3

【擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。】

・当該点検を行つた年月日及びその結果

・点検の結果、擁壁等が崩壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

[illegible]

【遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。】

・当該点検年月日及びその結果

・点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

[illegible]

【調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。】

- ・当該点検年月日及びその結果
- ・点検の結果、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

[illegible]

【浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。】

- ・当該設備の機能状態の点検年月日及びその結果
- ・点検の結果、設備の機能に異常が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

[illegible]

【浸出液処理設備に保有水等集排水設備により集められた保有水等を流入させるために設ける導水管又は当該浸出液処理設備の配管（以下「導水管等」という。）の凍結による損壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置が講じられていること】

・当該点検を行つた年月日及びその結果

・点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異常が認められた場合に必要な措置を講じた年月日及び当該必要な措置の内容

点検年月日	結果	措置を講じた年月日	措置内容

※当該部分は、凍結による損壊のおそれないため防凍のための措置なし。

【地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。】

・当該措置を講じた年月日及び当該措置の内容

措置を講じた年月日	措置内容